

評価センター提供用データの作成・提供要領等

1 提供していただく電子データについて

令和3年度課税分の固定資産税路線価等公開情報に係る電子データです。

令和3年度は、評価替え基準年度に当たることから、全ての市町村が集約の対象となります。

なお、宅地の評価方法において、「その他の宅地評価法」を全域で適用している市町村も対象となることを申し添えます。

2 電子データ作成に当たって

提供していただく電子データの作成に当たっては、「評価センター提供用データの作成マニュアル等」(市町村用 No. 2)をご参照願います。

なお、業者委託により「路線価等システム」以外のシステムで電子データを作成する市町村にあつては、

- (1) 独自のシステムで作成した電子データを「データ定義書」にしたがって、Shape形式のフォーマットに変換願います。
- (2) 変換後、「論理チェックプログラム」でエラーが発生しているかどうかのチェックを必ず行い、エラーのないことをご確認願います。
- (3) チェック後のデータを「路線価等システム」(Ver. 5.00)に読み込み、データ入出力プログラムで出力し作成願います。

なお、「データ定義書」及び「論理チェックプログラム」は、一般財団法人資産評価システム研究センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.recpas.or.jp/>

- (4) 「路線価等システム」及び「全国地価マップ」の背景地図は、日本測地系で管理されていますので、データ作成に当たってはご注意願います。

3 電子データの提供方法について

電子データは、CD-R、DVD-R(以下「CD等」という。)のいずれかに収録して次のとおりご提供願います。

- (1) CD等への記載

CD等には、次のア～ウの項目を油性ペン等で直接記載するかまたは記載したラベルを貼付してご提供願います。

ア 都道府県名 イ 市町村名 ウ 全国地方公共団体コード
(検査数字を除く5桁)

(2) CD等のケースへの記載

CD等のケースにも、(1)のア～ウの項目を油性ペン等で直接記載するかまたは記載したラベルを貼付してご提供願います。

なお、CD等を都道府県市町村税担当課に送付するに当たっては、必ずケースに入れ、搬送中に毀損することのないよう十分留意願います。

(3) 電子データの作成を外部に委託した場合

CD等及びCD等のケースに「エ」として、電子データ作成会社等の名称、住所、電話番号、担当者名を追加願います。

(4) 時点修正後の価格の電子データを提供する市町村について

「評価センター提供用データの作成マニュアル等」(市町村用 No. 2)30ページの5を参照願います。

(5) 合併前市町村単位で電子データを提供する市町村について

「評価センター提供用データの作成マニュアル等」(市町村用 No. 2)30ページの7を参照願います。

4 提供いただいた電子データについて

(1) 集約した固定資産税路線価等の公開情報を、都道府県単位でDVD-ROMに取りまとめ都道府県及び市町村に配布する予定(7月上旬)です。

(2) 提供いただいた電子データについては、(1)の配布のほか当センターが運用している「全国地価マップ」において、そのまま掲載する予定(7月下旬)です。

(サイトのURL <https://www.chikamap.jp/>)

5 電子データの提出先及び提出期限について

都道府県市町村税担当課あてに、同課の指定する期限までにご提出願います。

6 その他

質問等で、当センターへ問い合わせの際は、次のメールアドレスまたは別添の質問票によりFAXでお願いいたします。

一般財団法人資産評価システム研究センター 業務部

メールアドレス : teisyutsu@recpas.or.jp

FAX : 03-5404-2631

